EU の情報通信政策動向の整理——欧州デジタル・アジェンダを中心に

(財)マルチメディア振興センター 情報通信研究部 研究員 平井 智尚

EU は 2010 年、今後 10 年間の欧州経済戦略「Europe 2020」を発表した。同戦略では雇用、R&D、環境、教育、貧困に関する目標が設定されており、その実現手段として七つの最重要イニシアティブが設定されている。そのうちの一つに情報化戦略である「欧州デジタル・アジェンダ」(Digital Agenda for Europe)が含まれている。本レポートでは、欧州デジタル・アジェンダの概要、ならびに、同イニシアティブ設定後に公表された情報通信政策について取り上げる。

1 欧州経済戦略「Europe2020」と「欧州デジタル・アジェンダ」

欧州委員会は 2010 年 3 月 3 日、今後 10 年間の欧州経済戦略「Europe2020」を発表した1。同戦略では、①「スマートな成長」、②「持続可能な成長」、③「包括的成長」という三つの成長要素が掲げられ、EU ならびに各国家のレベルで具体的な行動の実施を求めている。この 3 大成長の実現のために、「5 大目標」(雇用、R&D、環境、教育、貧困)が設定されており、さらに 5 大目標の実現手段として、①イノベーションユニオン、②若者の活性化、③欧州デジタル・アジェンダ、④資源の有効利用、⑤グローバル時代の産業政策、⑥新たな技術と雇用に関するアジェンダ、⑦貧困対策プラットフォームという七つの「最重要イニシアティブ」が設定されている。そのうち、「欧州デジタル・アジェンダ」が情報通信分野に対応している。

2 欧州デジタル・アジェンダの総合目標と優先課題

2010年5月19日、欧州委員会は欧州デジタル・アジェンダの行動計画を発表した²。行動計画では、総合的な目標として「超高速インターネットとアプリケーションの相互運用に基づくデジタル単一市場を創出し、持続可能な経済的・社会的利益を欧州にもたらすこと」を掲げている。また、①デジタル単一市場の創出、②域内共通の ICT 標準の設置と相互運用の改善、③インターネットの信頼性と安全の向上、④高速・超高速インターネット接続の拡大、⑤最先端研究や技術開発への投資拡大、⑥市民のデジタルリテラシーや社会的包摂の促進、⑦気候変動や高齢化などの社会問題に対する ICT の運用、という七つの優先課題があげられている。

3 欧州デジタル・アジェンダ行動計画発表後の主な情報通信政策

¹ EUROPEAN COMMISSION, 2010, EUROPE 2020 A strategy for smart, sustainable and inclusive growth (COM/2010/2020)

² EUROPEAN COMMISSION, 2010, A Digital Agenda for Europe (COM/2010/245)

(1) ブロードバンド政策

欧州委員会は 2010 年 9 月 20 日、EU 域内で高速・超高速ブロードバンドの普及を促進するため、以下にあげる三つの補完的施策を採択した³。(1) 次世代網のアクセスに共通の規制アプローチを設定し、各国の規制機関に投資と競争のバランスをはかるよう義務付ける「次世代網の規制に関する委員会勧告」。(2) 2013 年までに無線ブロードバンド用の周波数帯を確保するよう欧州議会や欧州理事会に働きかける「無線周波数政策プログラムに関する委員会提案」。(3) ブロードバンド目標の達成に向けての枠組みを設定し、高速・超高速ブロードバンド網に対する政府、ならびに民間投資の促進方策を示した「ブロードバンド・コミュニケーション」。

(2) インターネットの中立性

2010 年 6 月 30 日、欧州委員会は「インターネットの中立性」に関するパブリック・コンサルテーションを開始した4。本コンサルテーションは、インターネット接続事業者のトラフィック管理によるネットワークの効率化を主要な争点として設定し、これに関する新たな規制の必要性を、サービスの質やインターネットにおける自由の問題と絡めて検討を行うものであった。同年 11 月、欧州委員会は本コンサルテーションの結果を発表した5。コンサルテーションに対しては、欧州電子通信規制機関連合(BEREC)、ISP、EU 加盟国関連機関、消費者や民間の社会団体、および個人といった、あらゆるレベルの関係者から意見が寄せられたが、インターネットの中立性を重視し、透明性を確保し続ける点では意見が一致した。

(3) 電子政府

2010年12月15日、欧州委員会はEU加盟各国の公共機関と協力して、オンライン行政サービスの拡大及び改善のための「電子政府アクションプラン」を発表した6。同プランは2006年に発表された電子政府に関する5か年計画に続くものである。新プランでは、①サービス利用者の権限強化、②EU域内市場におけるシームレスなサービスの実現、③公共手続きの簡素化・効率化、④電子政府に必要となる技術的条件の実現、の四つのカテゴリーが設定され、そこに具体策として40の項目が設定されている。

4 ICT を通じた経済回復

³ Digital Agenda: Commission outlines measures to deliver fast and ultra-fast

broadband in Europe (IP/10/1142)

Digital Agenda: Commission launches consultation on net neutrality (IP/10/860)
Digital Agenda: consultation reveals near consensus on importance of preserving open

⁵ Digital Agenda: consultation reveals near consensus on importance of preserving open internet (IP/10/1482)

⁶ Digital Agenda: eGovernment Action Plan to smooth access to public services across the EU (IP/10/1718)

欧州デジタル・アジェンダの行動計画は中期的な目標であり、前節で紹介した各種の政策も同様の性格を持つ。しかし一連の政策群は、2009年にEUを襲った金融危機への対応という喫緊の課題とも密接に関連している。「欧州デジタル・アジェンダ」行動計画にICTを通じた経済回復の見通しが示されているように、ICT はそれ自体で一定の市場を構成するだけでなく、他部門の生産性や効率性を向上させる機能を持つ。それゆえ高速・超高速ブロードバンドの整備が急がれるのであり、インターネットの中立性に関しても、その維持が強調される。加えて、電子政府の推進という制度面での取り組みも重要視される。国境を越えた活動を推進し、産業構造に転換をもたらすICTおよび関連政策がEUの問題解決に果たす役割は非常に大きいのであり、欧州デジタル・アジェンダの行動計画、ならびにその進捗は今後とも継続して注視していく必要がある。